

令和2年12月1日

株式会社 中国銀行

各種手数料の新設ならびに一定金額未満の普通預金口座解約手続きにおける  
「印鑑不要化」の実施について

当行では、令和3年1月4日（月）以降に開設される普通預金口座を対象に「未利用口座管理手数料」を新設することとなりました。あわせて、対象口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、自動解約となる取扱いを開始します。

また、令和3年1月4日（月）以降に開設される当座勘定を対象に「当座預金口座開設手数料」を新設、ならびに残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける印鑑の不要化を実施しますので、お知らせします。

1. 未利用口座管理手数料について

(1) 目的

口座の恒常的なご利用をお願いするとともに、長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止することを目的としております。

お客さまに口座管理にかかる応分の費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。

(2) 概要

適用対象	令和3年1月4日（月）以降に開設された普通預金口座（総合口座預金を含みます）
未利用口座となる口座	最後のお預け入れ（当該普通預金のお利息入金を除きます）または払戻し（本手数料の引落しを除きます）から2年以上、お預け入れまたは払戻しが無い口座が本手数料の対象となります。 ただし、次の口座は対象となりません。 ・預金残高が1万円以上ある場合 ・当該口座を特約口座とするお預かり金融商品（定期預金、積立定期預金、投資信託等）が1円以上ある場合 ・当該口座を返済用口座とするお借入がある場合 ・教育資金専用口座等の専用口座 ・遺言信託等の信託商品をご契約いただいているお客さま名義の口座

未利用口座に対する取扱い	<p>(1)未利用口座となった場合、お客さまの届出住所宛に「ご案内」をお送りします。</p> <p>(2)「ご案内」の発送後、一定期間（約3か月）を経過しても、お取引がない場合、当該口座から本手数料を引落します。</p> <p>(3)残高不足により本手数料の引落しができなかった場合、残高全額を引落し、当該口座を自動的に解約させていただきます。ただし、次の口座は自動解約の対象とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・カードローンの返済口座</li> <li>・当行発行のクレジットカード、デビットカードの引落とし口座</li> <li>・投資信託をはじめとする預り金融商品の取引口座</li> </ul>
口座管理手数料	年間1,320円（税込）

令和2年12月30日（水）までに開設された普通預金口座は、未利用口座の対象外ですので、本手数料のご負担はありません。

本手数料は令和3年1月4日（月）以降に開設され、2年間お取引のない「未利用口座」が対象ですので、日頃、お預け入れやお引き出し、口座振替等をご利用いただいているお客さまの口座が対象となることはありません。

## 2. 当座預金口座開設手数料

### (1) 目的

お客さまに当座勘定開設にかかる応分の費用をご負担いただくことで、お客さまへのサービスの維持・向上に取り組んでまいります。

### (2) 概要

適用対象	令和3年1月4日（月）以降に開設されたすべての当座勘定
開設手数料	11,000円（税込）

## 3. 残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおける「印鑑不要化」について

従来、普通預金口座の解約手続きには、所定の解約依頼書への届出印の押印が必要でした。

令和3年1月4日（月）から個人のお客さまを対象に、残高1万円未満の普通預金口座の解約手続きにおいては、運転免許証等の本人確認書類をご提示いただくことで届出印の押印を不要とし、お客さまの手続きの簡素化を図ります。

以 上